

これらの基本認識のもと、建設生産システム合理化推進協議会は、将来の完全週休2日制の実現に向け、現場も含めた建設業全体で、全日曜日及びあらかじめ定められた土曜日には必ず休める形での4週6休制（週44時間労働制）を法律に1年先立ち、平成4年4月から実施することとし、その障害となる制約要因を克服するために総合工事業者及び専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割など必要な事項を自主的な基準として別紙のとおり申し合わせることにする。

なお、建設省をはじめとする関係行政機関におかれては、建設業における労働時間短縮が様々な困難を伴うものであることを理解され、平成4年度からの4週6休制の円滑な実施を図るため、各般の施策を講じられるよう強く要望するものである。

建設業界としては4週6休制の実施を労働時間短縮の第一歩とし、今後さらにその実績、経験を活かしつつ、完全週休2日制の導入をはじめ一層の労働時間の短縮の推進、労働時間1800時間時代の実現に向け、不断の努力を積み重ねていく決意である。

平成4年2月27日

建設生産システム合理化推進協議会